

旧

工事書類簡素化ガイドライン

- 本ガイドラインは、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事を対象とします。
- 本ガイドラインは、工事関係書類作成の負担を削減・軽減するため、簡素化を推進することとしています。
- 本ガイドラインに示している作成不要な書類を作成・添付しても、工事成績では評価されませんので、簡素化に努めてください。

※法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。なお、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。

宮崎県

(令和2年4月1日(令和7年3月31日改定))

新

工事書類簡素化ガイドライン

- 本ガイドラインは、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事を対象とします。
- 本ガイドラインは、工事関係書類作成の負担を削減・軽減するため、簡素化を推進することとしています。
- 本ガイドラインに示している作成不要な書類を作成・添付しても、工事成績では評価されませんので、簡素化に努めてください。

※法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。なお、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。

宮崎県

(令和2年4月1日(令和7年3月31日改定))

令和8年2月20日一部修正

| 作成時期 | | 工 事 関 係 書 類 | | 標準様式 | 簡素化内容 (R7.3) | 参照 ページ | |
|---|-----------|--|--------------------------------|--|---|---|----------|
| 種 別 | 番 号 | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | | | | |
| 施工中 | 3 施工状況 | ⑤ 工程管理 | 43 工事履行報告書 | 約款第11条 仕様書(県土)第1編1-1-24 統一事項第2編7.1 | 様式-3 | 工事履行報告書のみ提出。 週間工程表で工事進捗を報告している工事は、監督員と協議の上、工事履行報告書の提出を省略できる。(毎月1回以上の工事進捗報告している工事) | 47 47 |
| | | | 44 週間工程表 | 統一事項第2編6.4 | - | 監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合にのみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要) | 48 |
| | | | 45 実施工程表 | 施工管理基準(県土)5 統一事項第2編6.4 | - | 週間工程表の提出は、情報共有システムまたは電子メールでの提出ができる。 週休2日工事において、現場開所実績を週間工程表にて確認していたが、履行報告書、実施工程表及び情報共有システム等による確認に替えることができる。 | 48 |
| | | | 70 産業廃棄物管理表 (マニフェスト) | 建設副産物等要領第3 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編1.2 | - | 監督員から請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要) ※マニフェストは、工事完成時数量変更の協議時に監督員へ提示するものとし、検査時の検査員への提示は不要。 ※廃棄物処理の契約数量の根拠は集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督員または監督補助員が集計表を確認する。 | 49 |
| | | | 76 出来形管理図表 (出来形合否判定総括表) | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 |
| | その他 | 77 品質管理図表 | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 78 受注者からの工事写真の提出回数 | 1部とする。 | 51 | | | |
| | | 79 【仮設備写真】 安全管理以外の看板(工事名等を記載した標識板等)、提示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 80 【仮設備写真】 安全管理の看板(徐行や通行止め等の看板等)の写真については、監督員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 81 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 看板の記載内容(測定方法、工程等)が写真上で確認できれば、写真機の添え書きに撮影に記録している内容を記載する必要はない。 | 52 | | | | |
| 工事関係書類 | 工事書類 | 76 出来形管理図表 (出来形合否判定総括表) | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 77 品質管理図表 | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 78 受注者からの工事写真の提出回数 | 1部とする。 | 51 | | | |
| | | 79 【仮設備写真】 安全管理以外の看板(工事名等を記載した標識板等)、提示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 80 【仮設備写真】 安全管理の看板(徐行や通行止め等の看板等)の写真については、監督員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 81 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 看板の記載内容(測定方法、工程等)が写真上で確認できれば、写真機の添え書きに撮影に記録している内容を記載する必要はない。 | 52 | | | | |
| | | 82 【施工状況写真】 産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・積載状況の判る写真を撮影する。(撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル) ※過積載の有無を確認できるように、積み込み完了時点で、積載状況写真を撮影すること。 ※搬出先は、マニフェストで監督員が確認する。 ※点在する複数工区で同種の廃棄物が発生する場合は、工区毎に廃棄物の状況写真を撮影する。 | 52 | | | | |
| | | 83 【出来形管理写真】 リボンテープとステールテープの併用は不要。 | 53 | | | | |
| | | 84 【出来形管理写真】 完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。(完成後、その後の工事で不可撻拠となる場合は省略できない) | 57 | | | | |
| | | 85 【出来形管理写真】 構造物取壊工の出来形を管理する写真の撮影・提出は不要とし、マニフェスト及び集計表で数量を確認する。 数量は、マニフェストまたは集計表で確認するが、全景写真並びに縮略の大きさが確認できる状況写真を複数撮影する。 | 59 | | | | |
| 86 【使用材料写真】 JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみでよく、形状寸法写真の撮影・提出は不要。 | 54 | | | | | | |
| 87 【使用材料写真】 過去1年以内に集が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状が分かる写真等を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要。 | 55 | | | | | | |
| 88 【出来形管理写真、使用材料写真】 段階確認及び材料確認を確実にて確認する際、併せて管理写真を撮影することができる。 | 57 | | | | | | |
| 89 【工事検査写真】 工事検査写真の撮影・提出は不要。 | 57 | | | | | | |
| 90 【その他】 前上時の段階確認又は材料確認に使用(提出)した写真について、同じ写真を工事写真(出来形管理写真、使用材料写真等)として再度提出は不要。 | 58 | | | | | | |

| 作成時期 | | 工 事 関 係 書 類 | | 標準様式 | 簡素化内容 (R7.3) | 参照 ページ | |
|---|-----------|--|--------------------------------|--|---|---|----------|
| 種 別 | 番 号 | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | | | | |
| 施工中 | 3 施工状況 | ⑤ 工程管理 | 43 工事履行報告書 | 約款第11条 仕様書(県土)第1編1-1-24 統一事項第2編7.1 | 様式-3 | 工事履行報告書のみ提出。 週間工程表で工事進捗を報告している工事は、監督員と協議の上、工事履行報告書の提出を省略できる。(毎月1回以上の工事進捗報告している工事) | 47 47 |
| | | | 44 週間工程表 | 統一事項第2編6.4 | - | 監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合にのみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要) | 48 |
| | | | 45 実施工程表 | 施工管理基準(県土)5 統一事項第2編6.4 | - | 週間工程表の提出は、情報共有システムまたは電子メールでの提出ができる。 週休2日工事において、現場開所実績を週間工程表にて確認していたが、履行報告書、実施工程表及び情報共有システム等による確認に替えることができる。 | 48 |
| | | | 70 産業廃棄物管理表 (マニフェスト) | 建設副産物等要領第3 仕様書(県土)第1編1-1-18 統一事項第2編1.2 | - | 監督員から請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要) ※マニフェストは、工事完成時数量変更の協議時に監督員へ提示するものとし、検査時の検査員への提示は不要。 ※廃棄物処理の契約数量の根拠は集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督員または監督補助員が集計表を確認する。 | 49 |
| | | | 76 出来形管理図表 (出来形合否判定総括表) | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 |
| | その他 | 77 品質管理図表 | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 78 受注者からの工事写真の提出回数 | 1部とする。 | 51 | | | |
| | | 79 【仮設備写真】 安全管理以外の看板(工事名等を記載した標識板等)、提示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 80 【仮設備写真】 安全管理の看板(徐行や通行止め等の看板等)の写真については、監督員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 81 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 看板の記載内容(測定方法、工程等)が写真上で確認できれば、写真機の添え書きに撮影に記録している内容を記載する必要はない。 | 52 | | | | |
| 工事関係書類 | 工事書類 | 76 出来形管理図表 (出来形合否判定総括表) | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 77 品質管理図表 | 仕様書(県土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1 | - | 測点数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。 | 50 | |
| | | 78 受注者からの工事写真の提出回数 | 1部とする。 | 51 | | | |
| | | 79 【仮設備写真】 安全管理以外の看板(工事名等を記載した標識板等)、提示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真の撮影・提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 80 【仮設備写真】 安全管理の看板(徐行や通行止め等の看板等)の写真については、監督員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。 | 51 | | | | |
| | | 81 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 看板の記載内容(測定方法、工程等)が写真上で確認できれば、写真機の添え書きに撮影に記録している内容を記載する必要はない。 | 52 | | | | |
| | | 82 【施工状況写真】 産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・積載状況の判る写真を撮影する。(撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル) ※過積載の有無を確認できるように、積み込み完了時点で、積載状況写真を撮影すること。 ※搬出先は、マニフェストで監督員が確認する。 ※点在する複数工区で同種の廃棄物が発生する場合は、工区毎に廃棄物の状況写真を撮影する。 | 52 | | | | |
| | | 83 【出来形管理写真】 リボンテープとステールテープの併用は不要。 | 53 | | | | |
| | | 84 【出来形管理写真】 完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。(完成後、その後の工事で不可撻拠となる場合は省略できない) | 57 | | | | |
| | | 85 【出来形管理写真】 構造物取壊工の出来形を管理する写真の撮影・提出は不要とし、マニフェスト及び集計表で数量を確認する。 数量は、マニフェストまたは集計表で確認するが、全景写真並びに縮略の大きさが確認できる状況写真を複数撮影する。 | 59 | | | | |
| 86 【使用材料写真】 JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみでよく、形状寸法写真の撮影・提出は不要。 | 54 | | | | | | |
| 87 【使用材料写真】 過去1年以内に集が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状が分かる写真等を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要。 | 55 | | | | | | |
| 88 【出来形管理写真、使用材料写真】 段階確認及び材料確認を確実にて確認する際、併せて管理写真を撮影することができる。 | 57 | | | | | | |
| 89 【工事検査写真】 工事検査写真の撮影・提出は不要。 | 57 | | | | | | |
| 90 【その他】 前上時の段階確認又は材料確認に使用(提出)した写真について、同じ写真を工事写真(出来形管理写真、使用材料写真等)として再度提出は不要。 | 58 | | | | | | |

| 工 事 関 係 書 類 | | | | 標準様式 | 簡素化内容 (R7.3) | 参照 ページ |
|-----------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------|--|-----------|
| 作成 時期 | 種 別 | 番号 | 書 類 名 称 | | | |
| そ の 他 | - | 出来形管理基準 | | - | 【産業廃棄物の処理に関する出来形管理】 構造物取壊工の出来形を管理する写真の撮影・提出は不要とし、監督員はマニフェスト及び集計表で数量を確認する。 | 59 |
| | - | 品質管理基準 | 施工管理基準(県土) 5 | - | (イ)路盤：維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) (ロ)アスファルト舗装：維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) ※「維持工事等」とは、維持工事と共に災害復旧工事を含む。 ※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。 なお、現場施工で異常が認められた場合など、監督員が必要と認めるものについては、監督員の指示により、品質管理を実施すること。 コンクリート圧縮強度試験の立会において、遠隔臨場による立会を認める。 | 60 |
| | - | 情報共有システム活用工事における書類 | - | - | 情報共有システムで交換・共有した書類(工事帳票)は、紙媒体での納品は不要。 | 62 |
| | - | 提示書類 | 仕様書(県土)第1編1-1-2 | - | 提示を求められた書類は、会社や現場事務所に保管している資料やデータをそのまま提示する。 提示用に改めて作成したり、整理・製本は不要。 | 66 |
| | - | 遠隔臨場 | 仕様書(県土)第3編1-1-6 統一事項第2編9 | - | これまで、やむを得ず机上確認していたものについて、遠隔臨場を積極的に活用することにより、従来机上確認時に提出していた写真を削減。 | 66 |
| | - | 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | | - | 説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出とする。 ※10項目を超過した提出は認めない。 | 63 |
| | - | 支給材料及び資与品要求書 | - | - | 支給材料及び資与品は、設計図書に明記しており、要求書の提示・提出は不要。 | 62 |
| その他 (作成不要書類) | - | 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真 | - | - | 排出ガス対策型及び低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真の監督員への提示・提出は不要。 | 62 |
| そ の 他 | - | 建設業退職金共済制度 共済証紙 | H11.6.30土木部長通知 仕様書(県土)第1編1-1-40 | - | 退職金ポイントまたは共済証紙の配布や受け払いに関する資料は施工プロセスチェックにて監督員等が提示を求める。その他関係資料の提示は不要。 | 5 |
| | - | 建設業退職金共済制度 掛金充当実績総括表 | H11.6.30土木部長通知 仕様書(県土)第1編1-1-40 | - | 掛金充当実績総括表を工事完成後速やかに作成し、監督員に提示しなければならない。 | 5 |
| | - | ワンデーレスポンス | | | ワンデーレスポンスの改定 | 65 |
| | - | ウィークリースタンス | | | 工事版ウィークリースタンスの制定 | 65 |

【用語の解説】
「約款」・・・宮崎県工事請負契約約款
「仕様書(県土)」・・・土木工事共通仕様書(宮崎県県土整備部)
「施工管理基準(県土)」・・・土木工事施工管理基準(宮崎県県土整備部)
「写真管理基準(県土)」・・・写真管理基準(宮崎県県土整備部)
「統一事項」・・・土木工事施工管理の統一事項(宮崎県県土整備部)
「統一事項(農政)」・・・農業土木工事施工管理の統一事項(宮崎県農政水産部)
「H11.6.30土木部長通知」・・・建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について
「図書のダウンロード」・・・設計図書閲覧ガイドライン
「建設副産物等要領」・・・建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
「入札実施要領」・・・条件付一般競争入札実施要領

| 工 事 関 係 書 類 | | | | | 標準様式 | 簡素化内容 (R7.3) | 参照 ページ |
|-----------------|-----|-------------------------|------------------------------------|---------|--|-----------------|-----------|
| 作成 時期 | 種 別 | 番号 | 書 類 名 称 | 書類作成の根拠 | | | |
| そ の 他 | - | 出来形管理基準 | | - | 【産業廃棄物の処理に関する出来形管理】 構造物取壊工の出来形管理写真の撮影・提出は不要とし、全景並びに概略数量が確認できる状況写真を撮影・提出する。 取壊し数量は、管理図、マニフェスト及び集計表で確認するが、現状等の条件により、管理図の作成が困難な場合は、管理図作成を省略できる。 | 59 | |
| | - | 品質管理基準 | 施工管理基準(県土) 5 | - | (イ)路盤：維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) (ロ)アスファルト舗装：維持工事等の小規模なもの(施工面積500m ² 以下) ※「維持工事等」とは、維持工事と共に災害復旧工事を含む。 ※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。 なお、現場施工で異常が認められた場合など、監督員が必要と認めるものについては、監督員の指示により、品質管理を実施すること。 コンクリート圧縮強度試験の立会において、遠隔臨場による立会を認める。 | 60 | |
| | - | 情報共有システム活用工事における書類 | - | - | 情報共有システムで交換・共有した書類(工事帳票)は、紙媒体での納品は不要。 | 62 | |
| | - | 提示書類 | 仕様書(県土)第1編1-1-2 | - | 提示を求められた書類は、会社や現場事務所に保管している資料やデータをそのまま提示する。 提示用に改めて作成したり、整理・製本は不要。 | 66 | |
| | - | 遠隔臨場 | 仕様書(県土)第3編1-1-6 統一事項第2編9 | - | これまで、やむを得ず机上確認していたものについて、遠隔臨場を積極的に活用することにより、従来机上確認時に提出していた写真を削減。 | 66 | |
| | - | 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | | - | 説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出とする。 ※10項目を超過した提出は認めない。 | 63 | |
| | - | 支給材料及び資与品要求書 | - | - | 支給材料及び資与品は、設計図書に明記しており、要求書の提示・提出は不要。 | 62 | |
| その他 (作成不要書類) | - | 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真 | - | - | 排出ガス対策型及び低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真の監督員への提示・提出は不要。 | 62 | |
| そ の 他 | - | 建設業退職金共済制度 共済証紙 | H11.6.30土木部長通知 仕様書(県土)第1編1-1-40 | - | 退職金ポイントまたは共済証紙の配布や受け払いに関する資料は施工プロセスチェックにて監督員等が提示を求める。その他関係資料の提示は不要。 | 5 | |
| | - | 建設業退職金共済制度 掛金充当実績総括表 | H11.6.30土木部長通知 仕様書(県土)第1編1-1-40 | - | 掛金充当実績総括表を工事完成後速やかに作成し、監督員に提示しなければならない。 | 5 | |
| | - | ワンデーレスポンス | | | ワンデーレスポンスの改定 | 65 | |
| | - | ウィークリースタンス | | | 工事版ウィークリースタンスの制定 | 65 | |

【用語の解説】
「約款」・・・宮崎県工事請負契約約款
「仕様書(県土)」・・・土木工事共通仕様書(宮崎県県土整備部)
「施工管理基準(県土)」・・・土木工事施工管理基準(宮崎県県土整備部)
「写真管理基準(県土)」・・・写真管理基準(宮崎県県土整備部)
「統一事項」・・・土木工事施工管理の統一事項(宮崎県県土整備部)
「統一事項(農政)」・・・農業土木工事施工管理の統一事項(宮崎県農政水産部)
「H11.6.30土木部長通知」・・・建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について
「図書のダウンロード」・・・設計図書閲覧ガイドライン
「建設副産物等要領」・・・建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
「入札実施要領」・・・条件付一般競争入札実施要領

23. 産業廃棄物の処理に関する出来形管理

構造物取壊工の出来形を管理する写真の撮影・提出は不要とし、監督員はマニフェスト及び集計表で数量を確認する。

- ・計測値を記録するための出来形管理写真の撮影・提出は不要
- ・数量は、マニフェストまたは集計表で確認するが、全景写真並びに概略の大きさが確認できる状況写真を数枚撮影する。

【数量の管理】

出来形管理写真

構造物撤去工 展開図

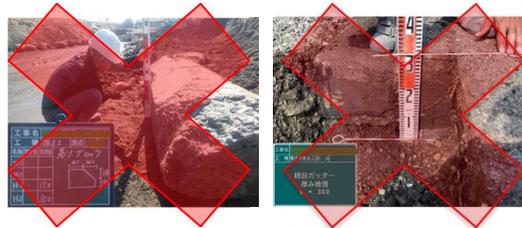
| |
|--------|
| CO2発生量 |
| 重量削減率 |
| 削減率(O) |
| CO2削減率 |
| 削減率(F) |

事前に数量が把握できる場合は、展開図等で数量を確認。

マニフェスト伝票

集計表

埋伏等の条件により図面作成が困難な場合は、マニフェスト伝票及び集計表で数量を確認(状況写真で補足)



①出来形管理写真(寸法計測)



状況写真

①全景写真



②概ねの形状が分かる写真



撤去した構造物の仮置き状況など

リボンテープ等を添えて概略の大きさが確認できる写真

23. 産業廃棄物の処理に関する出来形管理

- ・構造物取壊工の出来形管理写真の撮影・提出は不要とし、全景並びに概略数量が確認できる状況写真を撮影・提出する。
- ・取壊し数量は、管理図、マニフェスト及び集計表で確認するが、埋伏等の条件により、管理図の作成が困難な場合は、管理図作成を省略できる。

- ・計測値を記録するための出来形管理写真の撮影・提出は不要
- ・数量は、管理図、マニフェストまたは集計表で確認するが、全景写真並びに概略の大きさが確認できる状況写真を数枚撮影する。

【数量の管理】

出来形管理写真

構造物撤去工 展開図(管理図)

| |
|--------|
| CO2発生量 |
| 重量削減率 |
| 削減率(O) |
| CO2削減率 |
| 削減率(F) |

数量は、管理図、マニフェスト、集計表で管理する。ただし、埋伏等の条件により図面作成が困難な場合は、管理図を省略できる。

マニフェスト伝票

集計表



①出来形管理写真(寸法計測)



状況写真

①全景写真



②概ねの形状が分かる写真



撤去した構造物の仮置き状況など

リボンテープ等を添えて概略の大きさが確認できる写真

旧

29. 創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、**最大でも10項目までの提出とする。**

- ・「自ら立案した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、1工事につき最大10項目まで提出可能。
- ※ 10項目を超過した提出は認めない。

様式-12

| 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | | 受注者名 |
|-------------------------------|----------------------------------|------|
| 工事名 | 種別 | 提案内容 |
| <input type="checkbox"/> 創意工夫 | <input type="checkbox"/> 施工 | |
| | <input type="checkbox"/> 新技術活用 | |
| | <input type="checkbox"/> 品質 | |
| | <input type="checkbox"/> 安全衛生 | |
| <input type="checkbox"/> 社会性等 | <input type="checkbox"/> 地域への貢献等 | |

説明資料

| 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | |
|-------------------|----|
| 工事名 | 種別 |
| 項目提案内容(説明) | |

- 1 該当する項目の□にマークを記入。
- 2 具体的な内容の説明として、写真、ポインツ絵等を説明資料に整理。

10項目を超えた提出は不可

※令和7年4月1日以降に完成する工事について原則適用を基本とするが、既に4月1日時点で10項目以上実施している工事は従来どおりとする。

新

29. 創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、**最大でも併せて10項目までの提出とする。**

- ・「自ら立案した創意工夫や技術力(創意工夫)」及び「地域社会や住民に対する貢献(社会性等)」として評価できる項目について、1工事につき併せて最大10項目まで提出可能(10項目を超過した提出は認めない)。**ただし、発注者が策定した実施要領に基づく創意工夫での加点措置は、説明資料に記載できる制限項目数の10項目に含まれない。**
- ※工事書類簡素化ガイドライン Q&A 質問14参照

様式-12

| 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | | 受注者名 |
|-------------------------------|----------------------------------|------|
| 工事名 | 種別 | 提案内容 |
| <input type="checkbox"/> 創意工夫 | <input type="checkbox"/> 施工 | |
| | <input type="checkbox"/> 新技術活用 | |
| | <input type="checkbox"/> 品質 | |
| | <input type="checkbox"/> 安全衛生 | |
| <input type="checkbox"/> 社会性等 | <input type="checkbox"/> 地域への貢献等 | |

説明資料

| 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | |
|-------------------|----|
| 工事名 | 種別 |
| 項目提案内容(説明) | |

併せて10項目

- 1 該当する項目の□にマークを記入。
- 2 具体的な内容の説明として、写真、ポインツ絵等を説明資料に整理。

10項目を超えた提出は不可

※令和7年4月1日以降に完成する工事について原則適用を基本とするが、既に4月1日時点で10項目以上実施している工事は従来どおりとする。